


<p style="text-align: center;"><b>岡山県公報</b></p>		<p style="text-align: center;">目次</p>	
		<p style="text-align: center;">発行 岡山県</p>	
<p style="text-align: center;"></p>		<p style="text-align: center;">目次</p>	
<p style="text-align: center;">大規模小売店舗の変更の届出の縦覧の正誤</p>		<p style="text-align: center;">目次</p>	
<p style="text-align: center;">【正誤】</p>		<p style="text-align: center;">目次</p>	
<p style="text-align: center;">経営支援課</p>		<p style="text-align: center;">目次</p>	
<p style="text-align: center;">担当課(室)</p>		<p style="text-align: center;">目次</p>	
<p style="text-align: center;">【告示】</p>		<p style="text-align: center;">目次</p>	
<p style="text-align: center;">平成二十七年准看護師試験の実施 知事指定薬物の指定 身体障害者手帳交付のための診断をする 医師の指定 指定居宅介護支援の事業の廃止 道路の区域変更 道路の供用開始 構造計算適合性判定を委任した指定構造 計算適合性判定機関からの変更の届出</p>		<p style="text-align: center;">目次</p>	
<p style="text-align: center;">【公告】</p>		<p style="text-align: center;">目次</p>	
<p style="text-align: center;">平成二十七年家畜商講習会の開催 農用地利用配分計画の認可 公共測量の実施 道路の位置の指定</p>		<p style="text-align: center;">目次</p>	
<p style="text-align: center;">【公安委員会】</p>		<p style="text-align: center;">目次</p>	
<p style="text-align: center;">暴力団員等に対する利益供与の禁止等の 規定に違反した旨の勧告をした旨の公表</p>		<p style="text-align: center;">目次</p>	
<p style="text-align: center;">【海区漁業調整委員会】</p>		<p style="text-align: center;">目次</p>	
<p style="text-align: center;">第五百七回岡山海区漁業調整委員会の開 催</p>		<p style="text-align: center;">目次</p>	
<p style="text-align: center;">医療推進課 医薬安全課 障害福祉課 長寿社会課 道路整備課 " 建築指導課</p>		<p style="text-align: center;">目次</p>	
<p style="text-align: center;">畜産課 農村振興課 監理課 建築指導課</p>		<p style="text-align: center;">目次</p>	
<p style="text-align: center;">組織犯罪対策第二課</p>		<p style="text-align: center;">目次</p>	
<p style="text-align: center;">海区漁業調整委員 会</p>		<p style="text-align: center;">目次</p>	

岡山県告示第五百七十九号

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号。以下「法」という。）第十八条の規定により、平成二十七年年度准看護師試験を次のとおり実施する。

平成二十七年十一月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 試験日時

平成二十八年二月十二日（金曜日） 午後一時から午後三時三十分まで

二 試験場所

岡山県看護会館（岡山市北区兵団四番三一号）及び岡山県看護研修センター（岡山市北区兵団四番三九号）

三 受験願書の提出期間

平成二十八年一月四日（月曜日）から同月十二日（火曜日）までの午前九時から午後五時十五分までとする。ただし、岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する県の休日を除く。なお、郵便又は信書便による場合は、同日付けの消印又は通信日付印があるものまで受け付ける。

四 受験資格

次のいずれかに該当する者とする。

- 1 文部科学大臣の指定した学校において二年の看護に関する学科を修めた者（平成二十八年三月三十一日までに修業見込みの者を含む。）
- 2 都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（平成二十八年三月三十一日までに卒業見込みの者を含む。）
- 3 文部科学大臣の指定した学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（短期大学を除く。）において看護師になるために必要な学科を修めて卒業した者（平成二十八年三月三十一日までに卒業見込みの者を含む。）
- 4 文部科学大臣の指定した学校において三年以上看護師になるために必要な学科を修めた者（平成二十八年三月三十一日までに修業見込みの者を含む。）
- 5 都道府県知事の指定した看護師養成所を卒業した者（平成二十八年三月三十一日までに卒業見込みの者を含む。）
- 6 外国の法第五条に規定する業務に関する業務に相当する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が3から5までに

掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められたもの

7 外国の法第五条に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者のうち、6に該当しない者で、知事が適当と認められたもの

五 受験手続及び提出書類

受験願書に次に掲げる書類を添えて、岡山市北区内山下二丁目四番六号（郵便番号七〇〇・八五七〇）岡山県保健福祉部医療推進課へ提出すること。郵便又は信書便による場合は、書留郵便又はこれに準ずる方法によること。

1 卒業証明書又は修業証明書（四6又は7に該当する者にあつては、その旨を証する書面）

四1から5までに該当する者であつて、出願の時に於いて卒業見込み又は修業見込みのものは、三の提出期間内に卒業見込証明書又は修業見込証明書を提出し、平成二十八年三月三十一日（木曜日）午後五時十五分までに卒業証明書又は修業証明書を提出すること。

卒業証明書又は修業証明書の氏名と受験願書の氏名が異なる場合は、その異動が確認できる書類（戸籍抄本等）を添付すること。

2 写真

出願前六月以内に脱帽して正面から撮影した縦六センチメートル、横四センチメートルの上半身像であつて、裏面に撮影年月日、学校名又は養成所名及び氏名を記入したもの（受験願書の所定の欄に貼り付けること）。なお、学校又は養成所が受験願書を取りまとめて提出する者については当該学校又は養成所において、それ以外の者については岡山県保健福祉部医療推進課看護・試験班において、その写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受けること。

六 受験票

受験願書を受理した者には、受験票を交付する。

七 受験手数料

1 六、九〇〇円とする。受験願書に相当額の岡山県収入証紙を貼り付けて納入すること。なお、消印しないこと。

2 既納の受験手数料は、返還しない。

八 試験科目

- 1 人体の仕組みと働き
- 2 食生活と栄養
- 3 薬物と看護
- 4 疾病の成り立ち
- 5 感染と予防
- 6 看護と倫理
- 7 患者の心理
- 8 保健医療福祉の仕組み
- 9 看護と法律
- 10 基礎看護
- 11 成人看護
- 12 老年看護
- 13 母子看護
- 14 精神看護

九 試験方法

筆記試験（四肢択一式）

十 合格発表の日時及び場所

平成二十八年三月十一日（金曜日） 午前九時

岡山県保健福祉部医療推進課ホームページ及び同課前において発表する。

十一 合格証書の交付

試験の合格者には、合格証書を交付する。

十二 受験願書の請求その他

- 1 受験願書は、岡山県保健福祉部医療推進課へ返送料を添えて請求すること。
- 2 視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望するものは、平成二十八年一月十二日（火曜日）までに岡山県保健福祉部医療推進課へ申し出た場合、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。
- 3 その他受験について詳しいことは、岡山県保健福祉部医療推進課（直通電話〇八六・二二六・七三三三）へ問い合わせること。

岡山県告示第五百八十号

岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成二十七年岡山県条例第十七号。以下「条例」という。）第十二条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

平成二十七年十一月二十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 知事指定薬物の名称

- 1 一・（二・三・ジヒドロベンゾフラン・五・イル）・N・メチルプロパン・二・アミン（通称名五・MAPDB）及びその塩類
- 2 「一・（四・フルオロベンジル）・一H・インドール・三・イル」（ナフタレン・一・イル）メタノン（通称名FUB・JWH・〇一八）及びその塩類
- 3 N・（四・フルオロフェニル）・N・「一・（二・フェネチル）ピペリジン・四・イル」ブタナミド（通称名p・fluorobutyrylfentanyl）及びその塩類
- 4 N・（一・アミノ・三・メチル・一・オキソブタン・二・イル）・一・（二・フルオロベンジル）・一H・インダゾール・三・カルボキサミド（通称名AB・FUBINACA又は二・fluorobenzylisomer）及びその塩類

二 指定の理由

条例第二条第七号に規定する薬物に該当し、県内において濫用されるおそれがあると認められるため

附 則

この告示は、平成二十七年十一月二十八日から施行する。

岡山県告示第五百八十一号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する身体障害者手帳の交付のための診断をする医師を平成二十七年十一月十七日次のとおり指定した。

平成二十七年十一月二十七日

岡山県知事 伊原 隆 太

指定した医師

指定医師名

診療科目

医療機関の名称

所在地

高山 裕 基

肝臓

津山中央病院

津山市川崎一七五六

大宮 照 明

腎臓

赤磐医師会病院

赤磐市下市一八七・一

平成27年11月27日 岡山県公報 第11740号

岡山県告示第五百八十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八十二条第二項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援の事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十七年十一月二十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

指定居宅介護支援事業所アルテリーベみずき

2 所在地

岡山県総社市井尻野三三一・一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人みずき会

2 所在地

岡山県井原市東江原町一六六一・一

三 廃止年月日

平成二十七年十一月三十日

四 介護保険事業所番号

三三七〇八〇一二三九

五 サービスの種類

居宅介護支援

# 平成27年11月27日 岡山県公報 第11740号

岡山県告示第五百八十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一七九号
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員（メートル）	延長（メートル）
美作市江見字家古屋大歳ノ北三六九番一 地先から	美作市江見字丹花地藏ノ北四七九番四地 先まで	新	一〇・〇 一五・〇	二九四・〇
美作市江見字家古屋大歳ノ北三六九番一 地先から	美作市江見字丹花地藏ノ北四七九番四地 先まで	旧	六・〇 一三・二	二九四・〇

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 鹿忍片岡神崎線
- 三 道路の区域

区	域	新旧	幅員	延長
---	---	----	----	----



<p>で 瀬戸内市牛窓町鹿忍六四七五番一 地先ま</p>	<p>ら 瀬戸内市牛窓町鹿忍六四七五番三 地先か</p>	
<p>旧</p>	<p>新</p>	<p>別</p>
<p>一 一三・五 一三・五</p>	<p>一 一三・五 一三・〇</p>	<p>(メートル)</p>
<p>一九・〇</p>	<p>一九・〇</p>	<p>(メートル)</p>

平成27年11月27日 岡山県公報 第11740号

岡山県告示第五百八十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	道路の路線名	区間	供用開始年月日
一般国道	一七九号	美作市江見字家古屋大歳ノ北三六九番一地从 美作市江見字丹花地蔵ノ北四七九番四地先 まで	平成二十七年十一月二十七日

平成27年11月27日 岡山県公報 第11740号

◎岡山県告示第五百八十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の八第二項の規定により、構造計算適合性判定を委任した指定構造計算適合性判定機関から次のとおり変更の届出があった。

平成二十七年十一月二十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 指定構造計算適合性判定機関の名称  
株式会社グッド・アイズ建築検査機構

二 変更の内容

構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更（追加）

構造判定室 横浜事務所…神奈川県横浜市中央区尾上町四番五七号

三 変更の年月日

平成二十七年十二月一日

〔四七五〕家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号）第四条の二第一項の規定により、家畜商講習会を次のとおり開催する。

平成二十七年十一月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開催日時

平成二十八年二月四日（木曜日）及び同月五日（金曜日）の午前九時から午後五時まで

二 開催場所

岡山県真庭市蒜山西茅部六三二 公益財団法人中国四国酪農大学校

三 講習科目及び時間

- 1 家畜の取引に関する法令 四時間
- 2 家畜の品種及び特徴 四時間
- 3 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 六時間

四 受講手続

1 講習を受けようとする者は、所定の受講申請書に写真（受講申請書提出前六月以内に撮影した無帽の正面上三分身のもので、縦三センチメートル、横二・四センチメートルの大きさのもの）を貼り付け、所轄の県民局農林水産事業部農畜産物生産課に提出すること。ただし、岡山県外に居住する者にあつては、その住所地を管轄する都道府県の畜産所管課を経由し、岡山県農林水産部畜産課に提出すること。

2 受講手数料

三千四百三十円相当の岡山県収入証紙を受講申請書に貼り付けて納付すること。

3 受付期間

平成二十七年十二月十六日（水曜日）から平成二十八年一月十三日（水曜日）までとする。ただし、郵送又は信書便による場合は、同日付けの消印又は通信日付印があるものまで受け付ける。

五 その他

講習会について詳しいことは、岡山県農林水産部畜産課（電話〇八六（二二六）七四二八）又は各県民局農林水産事業部農畜産物生産課に問い合わせること。

平成27年11月27日 岡山県公報 第11740号

〔四七六〕農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成二十七年十一月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所		
浦上 一	瀬戸内市長船町磯上一〇六三	備前市新庄字八之坪一四三〇・一他五筆	
大内 浩史	六 瀬戸内市長船町牛文六五	瀬戸内市長船町飯井字五ノ坪三一六・一他二筆	
浦上 一	瀬戸内市長船町磯上一〇六三	瀬戸内市長船町磯上字西田八・一他二筆	

二 認可年月日

平成二十七年十一月二十日

三 申請年月日

平成二十七年十月二十二日

〔四七七〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、岡山市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成二十七年十一月二十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

測量区域	岡山市中区中井及び国府市場の各一部
測量の種類	基準点測量
測量期間	平成二十七年十二月一日から平成二十八年三月三十一日まで

〔四七八〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。  
 その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番 号	指 定 年 月 日	道 路 の 位 置	道 路 の 幅 員 （ メ ー ト ル ）	道 路 の 延 長 （ メ ー ト ル ）
	岡山県指令備中局 建第二〇一九号 平成二十七年十一 月十三日	浅口市金光町占見一五四番九、一 五四番一	六・〇〇	二三・七五

◎岡山県公安委員会告示第二百十号

次に掲げる者に対し、岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二十一条の規定による勧告をしたため、同条例第二十二条第一項の規定により公表する。

平成二十七年十一月二十七日

岡山県公安委員会

一 勧告を受けた者の住所及び氏名

住所 岡山県倉敷市玉島三丁目

氏名 實方 正道

二 勧告年月日

平成二十七年十一月十三日

三 勧告の原因となる事実

實方正道は、指定暴力団五代目浅野組幹部であるが、平成二十六年十一月十三日、岡山市中区藤原二四番地一国土交通省中国運輸局岡山運輸支局において、同人が使用する他人名義の普通乗用自動車の継続検査を受検するに当たり、自動車の車検代行を業とする者に虚偽の申請を行わせて、引き続き同車両の使用を有効にし、もって、暴力団の活動を助長する財産上の利益の供与を受けたものである。

四 勧告の内容

事業者から、暴力団の活動を助長し、又は運営に資する目的で、金品その他の財産上の利益の供与を受けてはならない。



岡山海区漁業調整委員会公示第二号

岡山海区漁業調整委員会事務規程第五条第一項の規定により、第五百七回岡山海区漁業調整委員会を次のとおり開催する。

平成二十七年十一月二十七日

岡山海区漁業調整委員会

会長職務代理者 豊田安彦

一 日時 平成二十七年十二月四日(金)

午前十時三十分から

二 場所 岡山市北区丸の内二丁目六番三〇号

岡山県立図書館

TEL(〇八六)二三四・一二八六

三 議題

第一号議案 会長の互選について

第二号議案 隣接連合海区漁業調整委員会委員の選出について

(二三) 平成二十七年十月三十日付け公布岡山県公告(大規模小売店舗の変更の届出の縦覧)に誤りがあった。

一・終わりが ら五	頁・行
加栗 章夫	誤
加栗 章男	正